
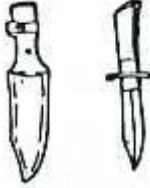
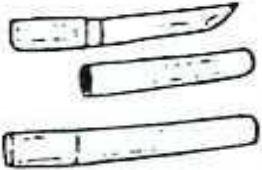

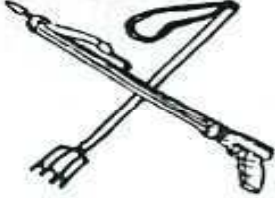






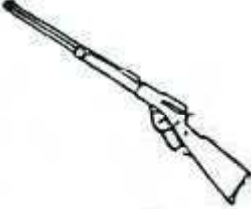

和歌山県青少年健全育成条例に基づく有害指定刃物類・器具類（がん具）一覧 No. 1

指定年月日 公示年月日 (公示番号)	指定番号 品名	形状	
昭和34.12.12	1 刃物類 シーナイフ		
昭和34.12.24 第687号	2 刃物類 インディアンナイフ		
第687号	3 刃物類 あいくち (豆太刀、手裏剣を含む)		
	4 刃物類 飛出しナイフ		
昭和41.8.5 昭和41.8.16 第666号	1 水中銃砲		

和歌山県青少年健全育成条例に基づく有害指定刃物類・器具類（がん具）一覧 No. 2

指定年月日 公示年月日 (公示番号)	指定番号 品名	形状	
昭和42.6.1 昭和42.6.6 第457号	モデル・ガン (日本MCG協会)	1 ブローニング380 2 ワルサーPPK 3 S&Wセンチニア 4 S&WセンチニアP型 5 S&WセンチニアS型 6 S&WセンチニアH型 7 ワルサーP38 8 ルガースタンダード 9 コルト ピースメーカー 10 コルト シビリアン 11 コルト ガバーメント 12 コルト コマンダー 13 シークレットスナイパー 14 アンクルタイプ	
昭和42.7.15 昭和42.7.20 第604号	15 花火 人工衛星		丸型軽金属製（略図のとおり） P.T.A.No. 212738
昭和43.1.25 昭和43.1.30	1 ダート (ダート) (注) ダート・ボードのダート		先端（矢先）が金属製で鋭利なもの
第76号	2 モデル・ガン	14年式けん銃	

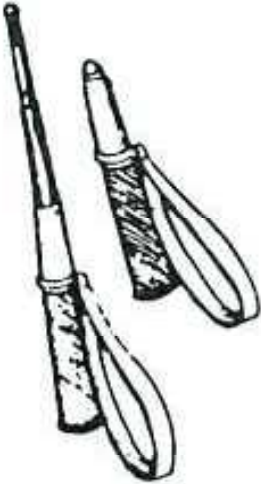



和歌山県青少年健全育成条例に基づく有害指定刃物類・器具類（がん具）一覧 No. 3

指定年月日 公示年月日 (公示番号)	指定番号 品名	形状	
昭和52.3.12 昭和52.3.19 第189号	1 がん具手錠		金属又はプラスチックの硬固なもので作られた、手の自由を拘束することが可能な内径を有するちょうつがい式の輪2輪が相互に連結した形状を有するもの（安全装置付きのものを含む）
昭和52.5.17 昭和52.6.2 第426号	2 スリング・ショット (強力パチンコ)		腕あてで固定し、握りから角状に出る2本の棒にゴムを取り付け、ゴムの弾力により弾を発射させる機能を有するもの
昭和52.8.10 昭和52.8.23 第664号	3 空気式水中銃		空気の圧力を利用してモリ又はヤスを発射する構造機能を有するもの
昭和56.2.23 昭和56.2.28 第116号	1 がん具空気銃 TMガンSS9000 5連発式 ボルトアクションライフル タカトク製品		レバー等で空気圧縮ポンプを作動し、圧縮された空気の力を利用してプラスチック製弾丸を発射させるもの
昭和56.2.23 昭和56.2.28 第166号	2 がん具空気銃 TMガンSSW7000 10連発式 レバーアクションライフル タカトク製品		レバー等で空気圧縮ポンプを作動し、圧縮された空気の力を利用してプラスチック製弾丸を発射させるもの
	3 がん具空気銃 サンダーボルトスペシャル 単発式 ボルトマチックアクション マスダヤ製品		

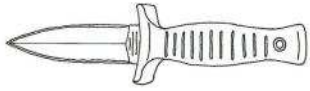
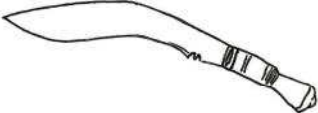
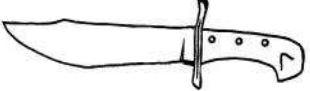
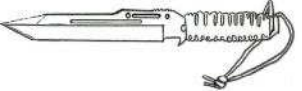
和歌山県青少年健全育成条例に基づく有害指定刃物類・器具類（がん具）一覧 No. 4

指定年月日 公示年月日 (公示番号)	指定番号 品名	形状	
昭和57.5.21 昭和57.5.27 第482号	1 がん具空気銃 レミントライトショット ガンNo. 301050 4連発式 手動式ポンプアクションMARUZEN製		レバー等で空気圧縮ポンプを 作動し、圧縮された空気の力 を利用してプラスチック製弾丸 を発射させるもの
	2 がん具空気銃 ホルト888MK-II 単発式 ホルトマチックアクション 増田屋製		
	3 がん具空気銃 アーチンエクストラ 6連発 ホルトマチックアクション 増田屋製		
昭和58.4.22 昭和58.4.30 第331号	1 がん具空気銃 KG 9 MARUZEN CO. LTD		全長 247mm 重量 1,300g 口径 6mm 金属製 圧縮空気によるプラスチック製 弾丸を発射させるもの
昭和61.5.16 昭和61.5.22 第327号	1 がん具空気銃 MG Cベレッタ M93Rエクストラ MGCCORPORATIO N		全長 247mm (ストック装着時580mm) 重量 1,300g (ストック装着時580mm) 口径 6mm 材質 耐衝撃性ABS樹脂 機能 高圧ガスによるプラスチ ック製弾丸を発射する。
	2 がん具空気銃 MG Cベレッタ M93R AP MGCCORPORATIO N		全長 247mm (ストック装着時580mm) 重量 1,300g (ストック装着時580mm) 口径 6mm 材質 耐衝撃性ABS樹脂 機能 高圧ガスによるプラスチ ック製弾丸を発射する。

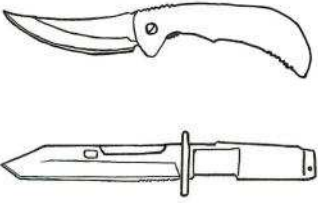

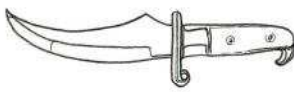
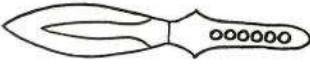

和歌山県青少年健全育成条例に基づく有害指定刃物類・器具類（がん具）一覧 No. 5

指定年月日 公示年月日 (公示番号)	指定番号 品名	形 状	
昭和61.7.24 昭和61.7.31 第514号	3 特殊警棒		(ア) 金属製で全長51センチメートル 重量350グラム 最大径(握り部分)2.5センチメートル、最小径1.2センチメートル (イ) 伸縮自在のもので、使用しない(縮長)場合は、20.1センチメートルとなる。
	4 特殊警棒		(ア) 金属製で全長42センチメートル 重量280グラム 最大径(握り部分)2.5センチメートル、最小径1.2センチメートル (イ) 伸縮自在のもので、使用しない(縮長)場合は、17センチメートルとなる。
昭和63.8.19 昭和63.8.27 第594号	1 がん具空気銃 イングラムM10A1 MARUZEN CO. LTD		全長 297mm 重量 810g 口径 6mm 材質 耐衝撃性ABS樹脂 機能 高圧ガスによるプラスチック製弾丸を発射する。
平成10.3.9 平成10.3.17	1 刃物類 バタフライナイフ		柄がさやを兼ねる折りたたみ式ナイフ(刃体とさやの接合部を軸として開刃するものをいう。)のうち、柄の部分が二つに分かれ、刃体のみね側の部分と刃側の部分から挟むように収納する構造のもので、開刃した刃体をさやと直線的に固定できるもの。ただし、刃体の長さ(刃体の先端と柄部における刃体の先に最も近い点とを結ぶ直線の長さ)が6センチメートルを超えるものに限る。
第318号	2 刃物類 フィンガーグリップナイフ		柄がさやを兼ねる折りたたみ式ナイフ(刃体とさやの接合部を軸として開刃するものをいう。)のうち、刃体収納する柄の部分に指穴が空いた構造のもので、開刃した刃体をさやと直線的に固定できるもの。ただし、刃体の長さ(刃体の先端と柄部における刃体の先に最も近い点とを結ぶ直線の長さ)が6センチメートルを超えるものに限る。

和歌山県青少年健全育成条例に基づく有害指定刃物類・器具類（がん具）一覧 No. 6

指定年月日 公示年月日 (公示番号)	指定番号 品名	形状	
<p>みなす有害器具類</p> <p>※ 右のものは個別に指定がなくても有害器具類とみなされます。 (包括指定)</p>	がん具銃	<p>圧縮空気、圧縮ガス、圧縮バネその他のものの反動力を利用し、弾丸を発射させるがん具銃で、弾丸の運動エネルギーが0.135ジュールを超える機能を有するもの。 ※ 基準となる0.135ジュールとは、弾丸が4メートル先の新聞紙を5枚貫通する程度の威力。</p>	
	いわゆる大人のおもちゃ	<p>性行為を促進、助長する器具(使用方法によっては、専ら性行為を促進、助長するために使用することができるものを含む。)又は、性的興味をそそるため、性行為若しくは性器を題材として製作された物品。</p>	
	下着類	<p>専ら性的感情を著しく刺激することを目的とした下着類。</p>	
<p>平成20.6.23 平成20.6.24 第892号</p>	<p>1 刃物類 ダガーナイフ</p>		<p>刃体の長さが6センチメートルを超え、鑄（しのぎ）を中心として左右が対称な両刃のナイフで、刃体の先端部が著しく鋭い刃物</p>
	<p>2 刃物類 クリナイフ</p>		<p>刃体の長さが6センチメートルを超え、片側に刃を有したナイフで、一般的に「グルカナ이프」等と呼ばれる刀身が凹状に湾曲した刃物</p>
	<p>3 刃物類 ボウナイフ</p>		<p>刃体の長さが6センチメートルを超え、片側に刃を有したナイフで、刃と柄の間の上下につば（鏢、ヒルト等と呼ばれるもの）があり、刃体の先端部が著しく鋭い刃物</p>
	<p>4 刃物類 サバイバルナイフ</p>		<p>刃体の長さが6センチメートルを超え、片側に刃を有し、みね（峰）の部分に鋸刃を設けたナイフで、刃体の先端部が著しく鋭い刃物</p>

和歌山県青少年健全育成条例に基づく有害指定刃物類・器具類（がん具）一覧 No. 7

指定年月日 公示年月日 (公示番号)	指定番号 品名	形状	
	5 刃物類 ファイトイングナイフ		刃体の長さが6センチメートルを超え、片側に刃を有したナイフで、一般的に「タクティカルナイフ」「コンバットナイフ」と呼ばれる刃物
	6 刃物類 ハンティングナイフ		刃体の長さが6センチメートルを超え、片側に刃を有したナイフで、柄に近い部分に波上の刃があり、刃体の先端部が著しく鋭い刃物
平成20.6.23 平成20.6.24 第892号	7 刃物類 スキナーナイフ		刃体の長さが6センチメートルを超え、片側に刃を有し、刃と柄の間の上下につばがあり、刃体の先端部が反り返り、著しく鋭い刃物
	8 刃物類 スローイングナイフ		刃体の長さが6センチメートルを超え、鑄（しのぎ）を中心として左右が対称な両刃のナイフで、柄の幅よりも刃の幅が著しく大きく、一般的に「投げナイフ」と呼ばれる刃物
	9 刃物類 スライディングナイフ		刃体の長さが6センチメートルを超え、片側に刃を有したナイフで、通常は柄の内部が収納され、使用に際し、止め具を外して柄を振ること等により刃体を露出させ、止め具によって刃体を柄に固定させる装置を有する刃物
	10 刃物類 仕込みナイフ	外観はペン、櫛、ベルト、ペンダント等の日常生活で使用される物の形状をし、刃体を内蔵した刃物	

指定年月日 公示年月日 (公示番号)	指定番号 品 名	形 状	
<p>みなす有害刃物類</p> <p>※ 右のものは個別に指定がなくても有害刃物類とみなされま す。 (包括指定)</p>	<p>刃物類</p>	<p>(刃体固定式)</p>  <p>(刃体折りたたみ式)</p> <p>刃体の固定装置 (ロック機構)</p>  <p>(刃体を収納した状態)</p>	<p>刃物類(家庭用、学習用又は業務用(規則で定めるものに限る。))として制作されたと認められる刃物類を除く。)であって、規則で定めるところにより計った刃体の長さが6センチメートルを超え、かつ、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの。</p> <p>※規則で定める業務 (規制対象外となる業種)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農業、林業 2. 漁業 3. 鉱業、採石業、砂利採取業 4. 建設業 5. 製造業 6. 電気・ガス・熱供給・水道業 7. 宿泊業・飲食サービス業 8. 理容・美容業 <p>※規則で定めるところにより計った刃体の長さ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 刃物の切先と当該刃物の柄部における切先に最も近い点とを結ぶ直線の長さ。 <p>※規則で定める形状、構造又は機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 刃体が柄に固定され、刃先が片側又は両側にあるもの(固定式) ・ 通常は柄の内部に刃体が収納され、使用に際し、刃体又は柄を回転させることによって開刃させ、刃体と柄を直線的に固定させる装置を有するもの(折りたたみ式)